

令和8年度 上郡町地域おこし協力隊の募集について

【募集要項】

業務内容 (1～3の内、 2つ以上取り組 むこと)	1 情報発信 (1) 町内の空き家活用事例の掘り起こし (2) インタビューや写真を通じた Web 記事・動画での情報発信 (3) 所有者向けの勉強会の開催 ※活用メリットや他地域事例、補助制度を分かりやすく伝える。 2 空き家対策 (1) 空き家所有者に対する空き家流通のメリットに関する情報発信 (2) 専門職（司法書士・行政書士等）と連携し、相続・権利調整セミナー等の企画・運営 (3) 空き家バンク制度の充実（登録までの伴走支援） (4) 町内事業者と連携した古民家再生の仕組みづくり ※モデル物件の選定、簡易改修により、シェアオフィスや交流サロン等として試験的に運営し、「できる姿」を具体的に示す。 3 空き家活用 (1) 空き家や遊休不動産を活用したテレワークスペース等の“拠点”運営等 例) 移住者・子育て世帯・若者・シニア層が集まるイベントや、貸しスペースとして運営する。拠点を移住・空き家相談、地域情報提供の場として機能させ、3年で、コワーキング+カフェ+相談業（会費制・利用料制）として自走できるビジネスに育てる。 ※町移住・定住サポートセンターからの業務受託も視野に入れる。
募集対象	1 令和8年10月1日時点で18歳以上概ね50歳未満 2 3大都市圏※内都市地域に住民登録があり、委嘱後に上郡町に住民票を移し、居住・生活ができる方 ※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部 3大都市圏であっても地域要件に該当しない場合があるため、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に定める地域要件にあう方 地域要件に該当するか等、ご不明な場合はお問い合わせください 3 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方 5 心身ともに健康で、地域住民や関係者と連携しながら地域おこし活動に取り組める方

<空き家活用（移住・定住）促進事業>

	6 普通自動車運転免許を取得している方 7 賠償責任保険または同等の保険等に参加し、活動中に賠償事故や怪我等があった場合、当該保険を充てることができる方 8 パソコンを操作できる方（Word、Excel 等の基本的な操作及びメールでのやり取りが可能な方） 9 YouTube、インスタグラム等への投稿が可能な方が望ましい。 10 委嘱期間終了後、上郡町の魅力アップ等に取り組む意欲のある方
募集人数	1 名
活動地	兵庫県赤穂郡上郡町内
活動時間	月 140 時間程度の活動を想定し、曜日は指定がありません ※日報や月報により活動を報告していただきます
雇用形態・期間	雇用関係なし（「上郡町地域おこし協力隊」として委嘱する） 委嘱期間：令和 8 年 10 月 1 日以降の委嘱日から 3 年間 ※活動状況等を勘案したうえで、最長 3 年まで委嘱を更新することが可能です
給与・賃金等	1 報償費 月額 291,000 円 ※賞与、通勤手当等はありません 2 活動経費 年間上限 2,000,000 円 ※委嘱日より上限額は変動します 【対象となる経費】 （1）住居、活動用車両の借上げ等に要する経費 （2）活動旅費等移動に要する経費 （3）作業道具、消耗品等に要する経費 （4）関係者間の調整、意見交換会・活動報告会等に要する経費 （5）隊員の研修に要する経費 （6）地域住民との交流、地域おこしに資する取組等に要する経費 （7）対象活動に必要なとなる資格取得、備品等に要する経費 （8）外部アドバイザーの招聘に要する経費 （9）その他対象活動に必要なと認められる経費
待遇・福利厚生等	・国民健康保険、国民年金等には、ご自身でご加入いただきます ・生活用品や住居の光熱水費等のご自身の負担となります
応募期限	令和 8 年 8 月 31 日（月）まで
応募手続	1 提出書類 （1）令和 8 年度上郡町地域おこし協力隊応募用紙 （2）事業計画書 （3）住民票抄本（本籍及びマイナンバーの記載は不要） （4）普通自動車運転免許証の写し

<空き家活用（移住・定住）促進事業>

	(5) 確認書（地方公務員法第 16 条関係） (6) 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係） ※提出いただいた書類は返却しません 2 提出先 〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 上郡町役場企画広報課 担当：相原 MAIL：kikaku@town.kamigori.lg.jp 3 提出方法 E メール、郵送または持参 ※E メールまたは郵送：令和 8 年 8 月 31 日（月）必着 ※持参：受付可能日時は上記申込受付期間のうち、土日・祝日を除く平日 9 時から 16 時 30 分まで
選考	1 1 次審査：書類審査 2 2 次審査：面接審査 ※1 次審査後に、結果を応募者全員に文書で通知します ※面接日時等の詳細は、1 次審査合格者へ後日連絡します ※2 次審査に要する交通費等の費用は応募者の負担となります
生活情報	・基本的に、生活には自家用車などの移動手段が必要になります ・採用が決定し、上郡町へ移住する際の住宅等のご自身でご用意をしていただきます
お問い合わせ先	上郡町役場企画広報課 担当：相原 TEL：0791-52-1112 FAX：0791-52-5172 MAIL：kikaku@town.kamigori.lg.jp HP URL：https://www.town.kamigori.hyogo.jp/